

刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年3月17日

提出者 塩尻市議会総務産業常任委員会
委員長 小 澤 彰 一

刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書

えん罪は、被害者の人生に多大な影響を及ぼすもので、個人の尊重を侵す人権侵害の一つであり、無実の人が処罰されることは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。このような趣旨から、刑事訴訟法には、えん罪被害者を救済する最終手段として、再審制度が規定されている。

しかしながら、刑事訴訟法の再審請求手続に関する規定は曖昧であり、裁判所の裁量に委ねられているのが現状である。そのため、再審請求手続の審理の進め方は、担当する裁判官によって異なっており、審理の適正性及び公平性が損なわれかねない状況にある。

再審の請求は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見した場合等に認められることが多い中で、捜査機関等の手元にある証拠の開示が重要となるが、その取扱いについても明文規定が存在していないことから、事件によって証拠開示の範囲に差が生じかねない。

さらに、裁判所が再審開始の決定をしても、検察側が不服を申し立てて再審開始の決定が取り消されると、改めて再審請求を行う必要があるなど、速やかに公判への移行ができず、再審手続が長期化する傾向がある。

よって、本市議会は、国会及び政府において、えん罪被害者を速やかに救済するために、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 刑事訴訟法における再審手続について、証拠開示に関する規定を設けること。
- 2 再審手続における証拠開示の実効性を担保するため、証拠の適切な保存に関する規定を設けること。
- 3 刑事訴訟法の改正に当たっては、再審手続における、検察官による不服申立ての在り方についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。